

平成28・29年度
町内建設工事・修繕及び宮繕関係業者
登録申請の受付について
建設課 管理係 ☎64・1124

左記のとおり受付を実施しますので、
希望される業者は申請してください。

◆受付期間：2月1日(月)～29日(月)

(土・日・祝日を除く)

◆受付時間：8時30分～17時15分

(12時～13時を除く)

◆受付場所：役場2階 建設課

◆提出書類

湯浅町ホームページよりダウンロード
できます。または、建設課にて配布し
ます。

◆有効期限

平成28年4月1日～平成30年3月31日

(2年間)

詳しくは建設課管理係まで

平成28・29年度

競争入札及び物品調達業務

の業者登録の受付について

総務課 管財係 ☎64・1108

左記のとおり受付を実施しますので、
希望される業者は申請してください。

◆受付期間：2月1日(月)～29日(月)

(土・日・祝日を除く)

◆受付時間：8時30分～17時15分

◆受付場所：役場2階 総務課

◆提出書類

湯浅町ホームページよりダウンロード
できます。または、総務課にて配布します。

◆有効期限

競争入札 (2年間)

平成28年4月1日～平成30年3月31日

物品調達 (1年間)

平成28年4月1日～平成29年3月31日

詳しくは総務課管財係まで

有田衛生施設事務組合から
のお知らせ

堆肥「なぎコンポ」の販売
について

有田衛生施設事務組合リユースなぎ
☎63・5444

当組合では汚泥処理再生センターで作
られた堆肥「なぎコンポ」を販売してい
ます。販売価格、販売場所等については
次のとおりです。

◆販売時間 9時～16時

◆販売場所

有田衛生施設事務組合

リユースなぎ(湯浅町湯浅2350)

◆販売価格 1袋(15kg) 50円

※なぎコンポは農林水産省の登録を受け
た堆肥ですので、重金属などの有害成
分について公定規格内となっています。

◆効用

葉物や小木に

最適です。リ

ンが多いため

根の伸張を促

します。

○主要成分

窒素 …………… 2.6%

リン酸 …………… 4.5%

カリ …………… 0.2%

炭素窒素比 …………… 6%



非常勤保育士募集

健康福祉課 児童係 ☎64・1120

受付×切 1月25日(月)

平成28年度

◆受付場所 健康福祉課 児童係

◆募集人員 4名

◆提出書類 履歴書・ハローワーク紹介
状・保育士資格証明書の写し

◆賃金 月額 7,400円

一時金有り

◆雇用期間 平成28年4月1日～
平成29年3月31日

◆勤務時間 8時30分～17時

(時差出勤有り)

◆勤務場所 町立保育所

◆その他

・健康保険・厚生年金・雇用保険有り

・通勤手当は距離によって支給します

・年次有給休暇有り

平成27年度

◆募集人員 2名

◆雇用期間 勤務開始日(要相談)～
平成28年3月31日

(勤務実績により契約更新有り)

※提出書類や労働条件等は平成28年度と
同じです。

《保育士の仕事》

♪見学してみませんか♪

「長いブランクがあるから」「経験が
ないから」と保育士としての(再)就職
に踏み出せずにいる方、保育所(園)見
学を利用して、まずは雰囲気から一歩前
進→スタートしてみませんか…

◆お問い合わせ 健康福祉課 児童係

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています

湯浅税務署からのお知らせ
湯浅税務署 ☎633・53351

復興特別所得税の記載について

申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2.1%）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

申告書の作成に当たっては

・「復興特別所得税額」欄、「所得税及び復興特別所得税の額」欄の記載漏れがないようにご注意ください。

※還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の記載が必要となります。

年金受給者のための申告会場のご案内

◆日時：2月3日（水）10時～15時
（12時～13時を除く）

◆場所：役場3階 なぎホール

ご来場の際には、確定申告書及びその関係書類、前年分の申告書の控え、源泉徴収票（給与・年金）、所得控除に係る各種証明書などをご持参ください。

※なお、今回（平成27年分）については、右記のとおり申告会場を開設いたしますが、次回以降（平成28年分以降）は開設いたしませんので、ご了承ください。

公的年金等を受給されている方へのお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等

に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
※所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

和歌山県障害者等用駐車区画利用証制度について

湯浅保健所保健福祉課 ☎64・1294

障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方々が使いやすい駐車場の仕組みとして、公共施設（公共施設や商業施設など）における障害者等用駐車区画（車いす使用者用駐車区画、ゆずりあい駐車区画）をご利用いただくための利用証を交付して、利用者を明らかにすることで、当該駐車区画の適正な利用を図る制度です。

みなんで守ろう文化財！

1月26日は文化財防火デーです
湯浅広川消防組合 ☎64・0119

この日は、法隆寺の金堂壁画が火災により焼損した日（昭和24年）です。

そこで、この日を「文化財防火デー」と定めています。

皆さんの住んでいる湯浅町内にも、県及び町指定の文化財の建造物等があります。この日を中心として、皆さんの財産である貴重な文化財を火災、地震その他の災害から守るため、防火に努めましょう。

1月10日は「110番の日」
湯浅警察署 ☎64・0110

◎緊急時 急がず 慌てず
事件・事故の110番

◎相談は 安心ダイヤル
警察相談 #9110

110番は「事件・事故」にあわれた方や目撃された方などからの「緊急時」の専用電話です。

平成27年10月末現在の110番件数は62,952件で、そのうちイタズラや間違い電話などは10,541件（16.7%）ありました。

イタズラ電話などのために、事件・事故への対応が遅れることがあります。適切な110番のご利用をお願いします。

森林の土地所有者届出制度について
産業観光課 ☎64・1128

新たに森林の土地の所有者となった方は、法律により土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村への届出が義務付けられています。

個人、法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をする必要があります。（ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出を提出している場合は対象外。）

詳しくは湯浅町産業観光課までお問い合わせ下さい。

広告 町収入の一部とするため有料広告を掲載しています